

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年3月25日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年2月3日	東山区	本町十七丁目	—	—	1	平成27年2月3日
		本町十一丁目	—	—	1	
		本町十丁目	—	—	1	
		今熊野宝蔵町	—	—	1	
	山科区	西野大鳥井町	7	—	—	
	伏見区	桃山町因幡	2	—	1	
		桃山町東町	—	—	1	
		石田大山町	—	—	1	
		日野西風呂町	—	—	1	
		深草東伊達町	2	—	—	
深草大亀谷東久宝寺町		5	—	—		
平成27年2月9日	右京区	嵯峨広沢西裏町	2	—	—	平成27年2月9日
平成27年2月20日	左京区	岩倉花園町	7	—	—	平成27年2月20日
		岩倉中町	1	—	—	
		静市市原町	5	—	—	
	中京区	西ノ京原町	—	—	1	
	南区	久世築山町	4	—	—	
		久世中久町	1	—	—	
	右京区	西院三蔵町	—	—	1	
	伏見区	羽束師菱川町	2	—	1	
		桃山町西町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年2月26日	山科区	御陵池堤町	1	—	—	平成27年2月26日
		音羽前田町	—	—	1	
	南区	唐橋芦辺町	—	—	1	
	右京区	梅津徳丸町	2	—	—	
		梅津北川町	3	—	—	
	西京区	檜原杉原町	3	—	—	
		大枝西新林町	—	1	2	
伏見区	小栗栖中山田町	1	—	—		

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

## 3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)